随意契約結果書

物品等の名称及び数量	緊急仮設橋組立訓練外作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 田中　雄三 和歌山県田辺市中万呂１４２
契 約 締 結 日	令和　８年１０月３０日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社　尾花組
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	￥７，３７０，０００－
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	￥７，４０３，０００－
随意契約によることとした理由	本作業は、南海トラフ地震などの大規模災害の発災時に備え、人命救助の目安となる発災後７２時間以内に緊急仮設橋を設置し、道路啓開作業を迅速・適切に行うことを目的に実施する訓練外作業であり、紀南河川国道管内における橋梁流出現場の復旧を想定している。 緊急仮設橋は、地元建設業協会の作業員が組立できる構造となっているが、訓練を実施することで、緊急時により迅速な対応を図るものである。 紀南河川国道事務所と和歌山県建設業協会紀南支部とは、災害等の発生時における紀南河川国道事務所所管施設等の緊急な災害応急対策業務の実施のため、「災害時等における近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」を締結している。 協定書第３条において、事務所長より防災訓練の参加を要請された建設業協会は会員に指示し、訓練に参加するものとなっている。また、南海トラフ地震発生時に実施する道路啓開作業のひとつとして、緊急仮設橋の設置を行うこととなっていることから、本訓練は実際に道路啓開活動にて緊急仮設橋を用いる地元建設業協会から指示された会員が実施する必要がある。 よって、上記の者は建設業協会から指示された会員であり、本契約を履行できる唯一の者であり、随意契約するものである。 適用法令 会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号
備　　考	